

第 47 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 46 号

和解及び損害賠償額の決定について

平成24年12月11日熊本市北区龍田地内で発生した和解の相手方と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

平成31年1月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
● (法定代理人) ● (法定代理人) 歩行者	20,808,896円	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議 及び請求の申立てをしないこと。